

苫小牧市例規類集製作等業務委託仕様書

1 委託する業務名

苫小牧市例規類集製作等業務

2 業務の目的

本業務は、苫小牧市例規類の制定改廃に係る事務の効率化を図るとともに、法令の改廃情報等を得ることにより、例規類の正確な改廃及び住民への迅速な情報提供を行うため、例規類集システムの作成、運用及び原議の適正な管理を行うことを目的とする。

3 委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 予算額上限

13,854,546円（税抜き）

5 仕様

(1) 基本仕様

ア LGWAN-ASP 方式とする。

イ 職員の使用する LGWAN 接続が可能なすべてのパーソナルコンピューター端末及びゼロクライアント環境で、例規類集データの検索・閲覧、例規起案・審査を利用できる環境を実現するために、特別なソフトをインストールすることなく、次のソフトウェアで使用可能なシステムとする。

【動作環境】

■OS : Windows 11 以上、Windows server 2016 以上

■ブラウザ : Microsoft Edge

(2) システムに要求する機能等の仕様

以下のア～カに示す機能を有するシステムを構築する。なおシステムに要求する機能等の詳細については別紙「システム機能要求一覧」のとおりとする。

ア 例規検索機能

① 例規検索機能

用語、題名、体系、五十音、年月日、種別及び番号から検索できる機能。

② 施行時点検索機能

指定した年月日時点で施行されている例規（未施行を含む。）を閲覧できる機能。

③ 原議検索機能

用語、題名、年月日、種別・番号から原議を検索できる機能

④ 本文表示機能

例規本文、原議本文を表示できる機能。

⑤ 引用表示機能

例規の引用関係を条項単位で一覧表示できる機能。

⑥ リンク機能

例規・法令の引用箇所について、本文中から該当箇所を表示できる機能。

⑦ 原議リンク機能

例規沿革情報から該当原議にリンクが設定され、原議の本文を表示できる機能。

⑧ 本文出力機能

例規全文又は選択した条、項、号等を RTF 形式でダウンロード、印刷できる機能。

⑨ 様式出力機能

選択した様式を RTF 形式でダウンロード、印刷できる機能。

⑩ 検索結果出力機能

検索条件に合致した例規の一覧を CSV 形式でダウンロード、印刷できる機能。

⑪ 新旧対照表出力機能

例規本文を新旧対照表形式にて RTF 形式でダウンロードできる機能。

⑫ 出力フォーマット設定機能

例規条文・新旧対照表の出力設定（数字・括弧の全角／半角設定（号番号と条文中の表記は個別に設定）が可能であることは必須）ができる機能。

⑬ 履歴管理機能

例規の施行日ごとの履歴を管理できる機能。

⑭ 外部公開用例規類集

外部に公開するための例規集をインターネットで運用する機能。

イ 例規起案・審査機能（6 I D以上）

① 条文編集機能

クライアントに特別なソフトウェア等を必要としない、Web ブラウザ上で条文を編集できる機能。

② 法制執務支援機能

例規の各構造に対して法制執務上行える改正作業のみを表示する機能。

③ 改正箇所確認機能

本文見え消し形式で編集箇所を確認できる機能。

④ 改正文生成機能

条文の編集を行った後、改正文を自動生成する機能。

⑤ 新旧対照表生成機能

条文の編集を行った後、新旧対照表を自動生成する機能。

⑥ 原議生成機能

原議を自動生成する機能。

⑦ 条文点検機能

条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係について点検できる機能。

⑧ 原議点検機能

原議構造、日本語表記、形式事項について点検できる機能。

⑨ 溶け込ませ点検機能

システムで作成した原議を溶け込ませ、溶け込ませた後の条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係について点検できる機能。

⑩ データ取り込み機能

システム外で作成した新規制定及び一部改正のデータをシステムに取り込み、システム上で編集、法制執務の観点から点検できる機能。

⑪ 原議再構成機能

溶け込ませ後の条文をシミュレーション表示し、見え消し形式でも確認できる機能。

⑫ 原議再構成機能

システムで作成した原議を再構成（複数の原議を1つに統合）する機能。

ウ 法令改廃情報提供機能

法令の制定・改廃等があった場合に情報を提供し、かつ影響を受ける例規を確認できる機能。

エ 法令検索機能

現行の法律・政令・省令を検索・閲覧できる機能。

オ 判例検索機能（2 I D以上）

最高裁発足（昭和22年）以降に発行された公式判例集及び判例雑誌に掲載された判例を検索・閲覧できる機能。

カ 全国例規検索機能（6 I D以上）

他自治体の例規等を検索・閲覧できる機能。

(3) 初期構築対象

ア データベースは、令和6年7月1日時点で苫小牧市例規類集システムに搭載されている現行例規、廃止例規、過去原議、過去例規及び改正履歴を対象として下記のとおり構築する。詳細は、下記のとおりとする。

① 現行例規

令和6年7月1日内容現在の現行例規（604件）に対し、令和6年12月31日までに公布された制定改廃内容を反映したデータを構築する。以降のデータは「(5) データ更新」によるものとする。

② 廃止例規

平成15年4月28日以降に廃止された例規（188件）。例規間リンク及び引用法令へのリンクを実現し、用語検索、年月日検索（期間指定を含む。）種別検索が可能なデータを構築する。

③ 過去例規

平成26年12月1日以降の過去例規。例規間リンク及び引用法令へのリンクを実現し、用語検索、年月日検索（期間指定を含む。）種別検索が可能なデータを構築する。

④ 過去原議

平成15年4月28日以降の過去原議（2,168件）。改正沿革からのリンクを実現し、用語検索、年月日検索（期間指定を含む。）及び種別検索が可能なデータを構築する。

⑤ 改正履歴

平成26年12月1日以降の全ての改正内容について、例規ごとに施行年月日単位で履歴を閲覧できるとともに、1つ前の施行日時点からの改正箇所を、改正文言単位の見え消し形式及び新旧対照表形式で表示が可能なデータを構築する。

イ データベースの構築に当たり、資料の提供方法は下記のとおりとする。

① 現行例規

本市のホームページから入手するものとする。ただし、データの利用は、例規の文字情報（別表、様式、図等を含む。）の利用に限る。

② 廃止例規

例規の文字情報（別表、様式、図等を含む。）のデータ（当該文字情報を Word ファイルに貼り付けたもの）を本市が提供する。

③ 過去原議及び改正履歴

原議の形（紙又はデータ）で本市が提供する。なお、過去例規、改正履歴（施行年月日単位）の作成にあたっては、過去原議を元に作成する。

(4) システム操作のサポート

ア 操作マニュアルの提供

本システムの操作マニュアルを提供すること。

イ システム操作研修・説明

① システム導入後、職員に対し操作説明研修会を実施すること。

② 操作方法についての問い合わせ窓口（電話、メール、FAX 等）を設置すること。

(5) データ更新

ア 市議会定例会終了後及び本市の要請に応じ、年4回以上のデータ更新を行うこと。例規の更

新をシステムに反映させる際は、例規の重要性に鑑み、品質管理に最大限留意すること。

イ データ更新時に本市が提供する原議についてもシステムに登載すること。

ウ 更新データの作成及び更新は、本市が原議を提供してから30日以内に行うこと。

エ 更新を行うための原議資料は、データ（word、excel等）で、本市が提供する。

オ 当市の制定例規、被改正例規及び廃止例規を全て登録する。

（過去の実績は、

R3. 1. 1～R3. 12. 31 : 166 件 R4. 1. 1～R4. 12. 31 : 160 件、R5. 1. 1～R5. 12. 31 : 143 件）

(6) 例規類集 HTML データの作成

体系、五十音から例規を検索し、閲覧できる例規類集 HTML データを格納した CD-ROM を年1回（3月議会分更新時）作成すること。

6 保守等

(1) 保守

ア 機器の修理が必要になった場合、迅速に障害対応をすること。

イ 夜間バッチ処理による前夜時点でのバックアップデータの保管管理や、障害発生に備えた機器の冗長化対策によるデータの復旧など、データの保全及び復旧に対し万全の体制を整えること。

ウ ウィルスチェックソフトの導入により、既知のウィルスを検知して隔離、削除などの措置を行うこと。

エ 災害などで庁舎からのインターネット接続が不能になった場合を想定し、パーソナルコンピュータにプログラム及びデータをインストールし、例規類集データの検索・閲覧、例規起案・審査機能が利用できること。

(2) 著作権

システムからの出力データ及び本仕様書に基づいて納品される例規類集 CD-ROM の著作権は、市に帰属するものとする。

7 納入方法

データベース等の運用機器については、受託者のデータセンターに専用サーバを設置し、当該サーバの利用をもって納入したものとする。なお、データセンターには以下の要件を求める。

ア 24時間365日体制で監視が行われ、入退室を厳しくチェックする体制が構築されていること。

イ データバックアップを毎日、実施し、万が一障害が発生した場合においても即座にデータ復旧可能な体制が構築されていること。

8 納入時期

「5(3) 初期構築対象」に示した全てのデータ及び「5(2) システムに要求する機能等の仕様」に示した機能を満たすデータベースを令和7年2月28日までに納入すること。

※ 令和6年7月1日から令和6年12月31日までの制定改廃内容の反映を含む。

9 見積対象の範囲及び条件

(1) 初期構築費用

- ① システム構築費用（「5(3) 初期構築対象 ア」で示した件数で積算）
- ② サーバ設置費用

(2) 維持管理費用

- ① システム使用料及び保守料
- ② 更新データ作成費用
- ③ 例規類集 CD-ROM の作成（年1回2月議会後の更新時に1枚作成）

10 見積金額の算出方法

見積金額の算出に当たっては、「9 見積対象の範囲及び条件」で示した例規件数、年間更新件数等を基礎数値として、初期構築費用及び導入初年度を含む5年間の必要経費を算出すること。